

# 政治倫理審査会の事案の概要



## 審査対象は礒谷晃議員(天翔クラブ)

### 米原市民報

日本共産党米原市会議員

山脇正孝 Tel.52-1093

日本共産党米原市会議員

藤田正雄 Tel.55-1527

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

#### 公表された審査会の概要

令和7年8月18日付で、米原市議会議員政治倫理条例に基づく審査請求書が提出されたことから、下記のとおりお知らせします。

1、審査請求提出日

令和7年8月18日提出

2、審査請求者（代表者以下署名名順）

請求代表者 山脇正孝議員

請求者 振角大祐議員  
藤本敦子議員  
細野正行議員  
宮川泰 議員  
今中力松議員  
堀江一三議員  
川嶋眞一議員

3、審査請求の対象となる議員 礒谷晃 議員

4、審査請求の対象となる事由の該当事項

米原市議会議員政治倫理条例第3条第1号

5、審査請求の対象となる事由の概要（審査請求書記載内容から）

審査請求書記載の請求概要では、令和7年7月30日、31日に実施した民生教育常任委員会行政視察に係る初日の視察終了後における食事の場等において、審査請求対象議員から議会事務局職員や同僚議員に対し、人権侵害のおそれのある不適切な発言があり、このことが「議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。」と規定する米原市

7月30・31日行われた民生教育常任委員会の行政視察の第1日目。食事会での礒谷議員の議会事務局職員や同僚議員に対する暴言、強要、脅迫など明白な人権侵害にあたる可能性があるとして、山脇議員（日本共産党米原市議団）を請求代表者とする8人の議員による審査請求が提出され、議会運営委員会の審議を経て、正式に開催することとなりました。この事案については、角田市長からも議長あてに申し入れがあり、事実確認の上、厳正な対処を求める文書が8月5日付けで提出されています。

#### 初会合は9月4日

議会議員政治倫理条例第3条第1号に違背する疑いがあるとし、このことから、同条例に基づく政治倫理審査会の設置が求められたところでは、

6、米原市議会議員政治倫理審査会の開催について

（1）開催日時 令和7年9月4日（木）午後7時から  
（2）開催場所 米原市役所本庁舎5階委員会室  
（3）審査委員（敬称略）  
1号委員 藤田正雄（日本共産党米原市議団）  
1号委員 矢野邦昭（天翔クラブ）  
1号委員 吉田周一郎（政策研究会マイバラ）  
2号委員 大橋松行（滋賀県立大学名誉教授）  
2号委員 福井理哉（弁護士）  
3号委員 佐竹吉雄（米原市人権擁護委員）  
3号委員 上橋文彰（米原市教育委員会委員）  
3号委員 春日敬三（元米原市職員（元市議会事務局長））

4、傍聴について  
会議は公開です。（ただし、出席委員の3分の2以上の者の合意により、非公開となる場合があります。）

（1）議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。

（2）その権限または地位を利用して、自己または特定の者の利益を図らないこと。  
（3）職務の公正を疑われるような金品の授受を伴うこと。

（4）政治的または道義的な批判を受けるおそれのある政治活動に関する寄附（議員の後援団体に對するものを含む。）を受けないこと。

#### 米原市議員倫理条例（抜粋）

第2条 議員は、市民全

#### 雑感

9月3日の総務産業建設常任委員会、ある議員が連絡もなく遅刻し、終了間際に出席するという事態となった。開会の前に事務局や同僚議員が電話をしたが携帯も繋がらなかった。その議員の説明による会議があることは知っていたが、体調が悪く連絡出来なかった。その後、体調が回復したので参加したとの話であった。しかし、この弁明は理解できません。本人が連絡できなくても、他に何らかの連絡方法があったと思います。どこかの市長は学歴詐称に對する対応で議会では不信任決議が全会一致で可決。辞任か議会解散かという事態です。再度議員は自分の発言や行動に責任を持つべきです。再度、米原市議員倫理条例を学ぶべき。